

国民保護避難実施要領パターン

武力攻撃事態、緊急対処事態から市民を守るために

令和7年7月

名寄市

目 次

- 1 はじめに
- 2 避難実施要領のパターンとは
- 3 避難実施要領について
- 4 国民保護事案の類型及び特徴
- 5 名寄市の避難実施要領パターン

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村長は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。そして、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領パターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで、今回、避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領パターン」を作成するものである。

(1) 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

(2) 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することとなってしまう。

そこで、国が作成した基本指針では、市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

(3) 避難実施要領に関する法的根拠

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

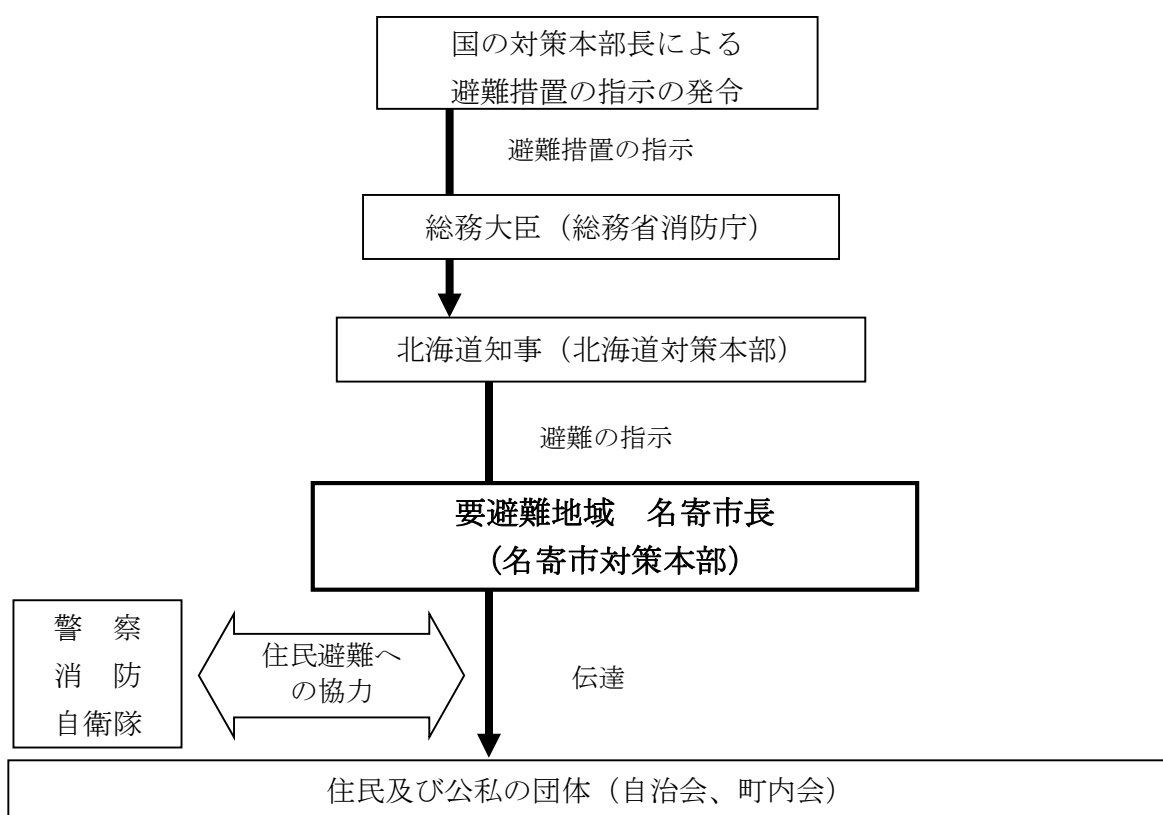
国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

(1) 避難の指示の伝達

- ① 市長は、北海道知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に北海道に提供する。
- ② 市長は、北海道知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



(2) 避難実施要領の策定の流れ

- ① 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを策定しておく。
- ② 市長は、北海道知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ③ 策定に当たっては、各執行機関、北海道、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ④ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第61条第2項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、北海道国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

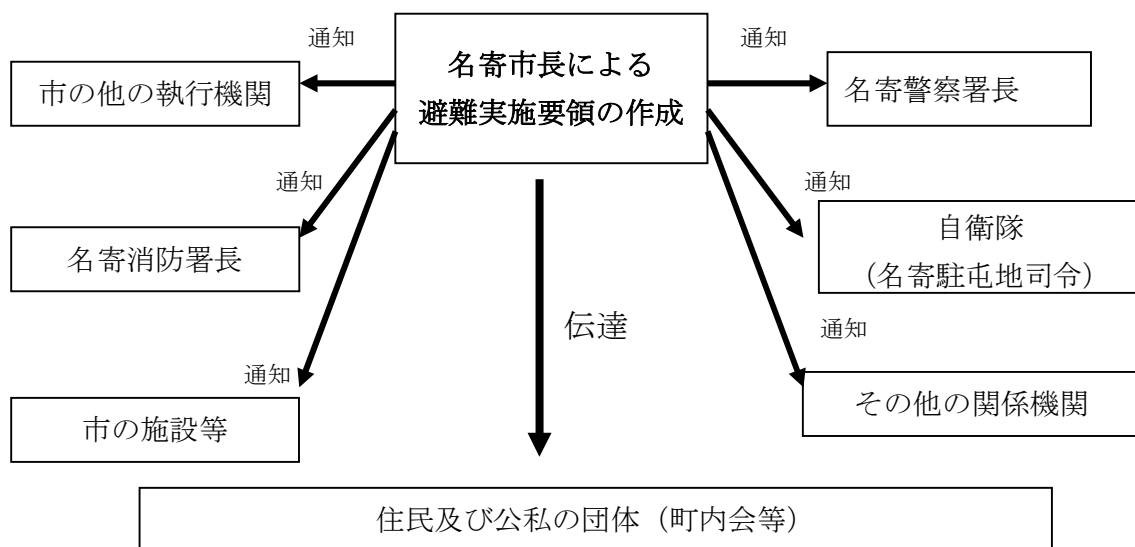
- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災状況の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(北海道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難支援プランの作成
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (北海道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、名寄消防署長、名寄警察署長、自衛隊名寄駐屯地司令並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



避難誘導を円滑に進めるためには、発生事態の特性に適切に対応することが重要である。国民保護事案は、武力攻撃事態と緊急処理事態に分類される。武力攻撃事態及び緊急処理事態における避難誘導は、時間的余裕のあるなしや被害の範囲が広い場合と狭い場合では特性が大きく変わることから、類型及び特徴を次のとおり示した。

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なる。各事態の特徴については以下のとおりであり、避難の留意点は下記のとおりとする。

① 着上陸侵攻の場合

着上陸侵攻に伴う避難は、広域避難が必要となる。北海道の区域を超える可能性もあり、国全体の調整が必要となることから、国の総合的な方針をもって対応する。

② グリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、標的や攻撃内容が様々で画一的ではない。このため、警報の内容とともに、現地における警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報と助言等を踏まえ、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想される。このため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などにより迅速な情報伝達が行われる。

警報と同時にできるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

北海道知事が避難を指示した時は、市長は避難実施要領を策定する。実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令される。

④ 航空攻撃の場合

航空攻撃は、その被害が弾道ミサイル攻撃の対応と類似するとともに、大規模着上陸侵攻の前提ともなる。このため、着上陸侵攻と同様に国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

(2) 緊急処理事態の類型

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。各事態の特徴については以下のとおりである。

① 危険物質を有する施設への攻撃

原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（上川総合振興局内には原子力事業所等は存在しない。）

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

② 大規模集客施設（体育館等屋内施設、劇場、大規模な商業施設等）への攻撃

大規模集客施設は、不特定多数が利用する施設であることから、標的とされた場合には大きな人的被害が発生しやすい。特に爆発物や生物剤、化学剤の標的とされやすく、時には人質テロ等の標的となることもある。事情が分からない利用客はパニックになりやすいため、一時的には、施設管理者が、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所へ避難誘導する。

③ 大量殺傷物質による攻撃

○ ダーティボム

放射性物質が含まれた爆弾をダーティボムと言い、攻撃対象地点の周辺に放射能汚染を引き起こすという特徴がある。このため、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れ、風向きや風速を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一時的に避難することが重要である。

○ 生物剤

人に害を及ぼす病原体（ウイルス、細菌等）及びそれが生み出す毒素を使って無差別に多くの人間を殺傷しようとする行為をバイオテロと言い、その病原体等を生物剤という。バイオテロが行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る必要がある。

○ 化学剤

有毒化学剤には、神経剤、びらん剤、窒息剤等がある。呼吸による吸入又は皮膚を通じた吸入により傷害が起こり、短時間で死に至るため、早期の治

療が必要となる。化学剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、ダーティボムや生物剤の場合と同様に、その場から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は吸入のおそれのない安全な地域に避難する。

化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所へ避難させる。

④ 交通機関を破壊手段とした攻撃

航空機等による自爆テロが想定され、テロが行われた場合、爆発及び火災などの発生により、施設の破壊に伴う人的被害が発生するとともに建物やライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

(1) 事態別パターン作成の考え方

名寄市では、武力攻撃事態及び緊急対処事態ごとに、事態の特性を踏まえ、避難実施要領のパターンの作成の有無を次のとおりとする。

武力攻撃事態	作成	作成しない理由
着上陸侵攻	×	着上陸侵攻に伴う避難は、北海道の区域を超える場合もあり、国全体の調整が必要となる。国の総合的な方針をもって対応することが必要であるため、よって平素から避難を想定した具体的な対応については定めない。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	○	
弾道ミサイル攻撃 (注)	○	
航空攻撃	×	大規模着上陸侵攻の前提となる航空攻撃は着上陸侵攻に準じて具体的には定めない。

緊急対処事態（大規模テロ等）	作成	作成しない理由
危険物資を有する施設への攻撃	×	市内に該当施設がないため
大規模集客施設への攻撃	○	
大量殺傷物質による攻撃	○	
交通機関（航空機等）を破壊手段とした攻撃	×	弾道ミサイル攻撃と類似しているとともに、市内に攻撃対象がないため

(注) 弾道ミサイル着弾以前の避難については、国の避難の指示に基づいて定める。着弾以降は、国の総合的な対処方針に従うことから、着上陸侵攻に準じて具体的には定めない。

※ 今後、訓練等を実施する中で、大規模集客施設への攻撃に伴う避難実施要領のパターンを追加するなど、随時、本避難実施要領のパターンの充実を図っていくものとする。

(2) 市で作成する避難実施要領のパターン

市が作成する避難実施要領の想定パターンは、以下のとおりである。実際の武力攻撃事態及び緊急対処事態については、攻撃パターンや規模、発生場所や発生時間等により市の対応は大きく変わる。

連番	パターン区分	類型等	記載別紙
1	パターン1-1	ゲリラや特殊部隊による攻撃	別紙第1
2	パターン1-2		別紙第2
3	パターン2	大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃 (化学剤)	別紙第3
4	パターン3	弾道ミサイル攻撃	別紙第4

避難実施要領

名寄市長

月 日 時 分現在

パターン1-1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

1 国・道からの避難指示内容

別添のとおり

2 実態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生日時	令和〇年8月5日 〇〇:〇〇
発生場所	市内中心部(西3条通6丁目)
実行主体	爆破テロ
事案概要と被害状況	① 8月5日〇〇:〇〇、名寄神社例大祭において、爆発事案が発生し、約150名が死傷 ② 宗教組織〇〇を名乗る者からの犯行声明に基づき、爆発物を捜索中、市内中心部(3条通6丁目)において爆発物とみられる不審物を発見
今後の予測・影響と措置	① 当日、例大祭を中止し、観客等を迅速かつ安全に避難させる必要がある。 ② 周辺地域の住民を早期に避難させる必要がある。 ③ 爆発物の処理には半日程度の時間を要することが予測される事から最大1日程度避難施設に留まることを考慮する必要がある。
気象状況	天候:晴れ 気温:29℃ 風向:南西 風速:1m/s

2-2 避難住民の誘導

要避難地域	爆発物が発見された(3条通6丁目)から半径300mの地域 付紙「要避難地域」参照
避難施設	付紙「要避難地域」参照
避難開始日時	爆発物発見時刻(H時)+1h
避難完了日時	H時+3h

2-3 関係機関への措置

措置の概要	① 自衛隊:立入制限地域の統制、要避難地域内にいる残留者の避難誘導及び避難輸送を実施 ② 警察:半径300m規制エリアに配置。消防の警戒区域に基づき交通規制を実施。立入り制限地域の統制、要避難地域内にいる残留者の避難誘導、避難経路の交通統制を実施 ③ 消防:警報伝達、負傷者救護(搬送)、現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域として設定。要避難地域にいる残留者の避難誘導を消防団と協力実施
連絡調整先	●現地調整所:よろ一なに職員2名(防災担当・総務課)を派遣 ●振興局地方対策本部:職員1人を派遣 ●その他関係機関 ・自衛隊:3-2137 ・警察:2-0110 ・消防:3-3319 ・道路管理者:(国道)(0165)23-3146(道道)01656-2-1081(市道)3-2111(2227) ・教育委員会:3-2111(3372)

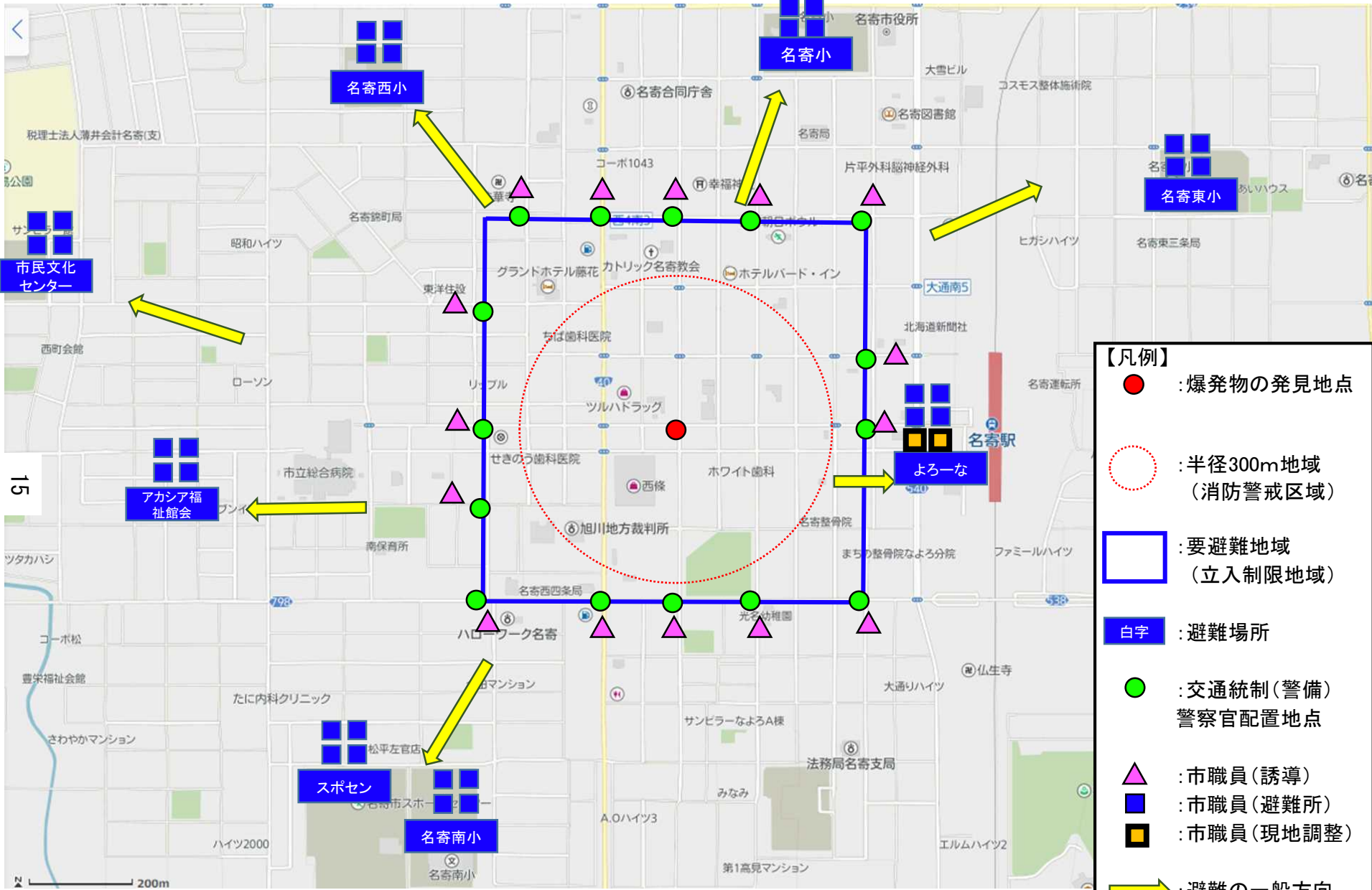
3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性	判明した爆破計画中では大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。
地域の特性	市内中心部の商業地域のため、居住人口は多くないが、建造物が過密化。道路網は発達し、移動は比較的良好であるが、JR宗谷線により東方向への移動に一部制限を受ける。
時期による特性	夏祭り行事に伴う多数の観客が存在し、爆発事案に伴うパニック等の混乱が発生する可能性が高い。

4 避難者数				
地区	1区	4区	北5区	南5区
避難者数	148	149	107	132
うち要援護者				
うち外国人当の数				
地区	6区	7区	8区	9区
避難者数	166	160	299	117
うち要援護者				
うち外国人当の数				
地区	10区	合計		
避難者数	129	1,112		
うち要援護者				
うち外国人当の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	4区、	9区、10区	6区、8区、9区	1区、7区、8区
避難施設名	名寄小	名寄東小	よろ一な	名寄南小
所在地				市スポーツセンター
収容可能人数	241	205	98	265
連絡先				
連絡担当者				
その他留意事項				
避難先地域	南5区、北5区	南5区	南5区、北5区	
避難施設名	市民文化センター	アカシア福祉会館	名寄西小	
所在地				
収容可能人数	157	24	248	
連絡先				
連絡担当者				
その他留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶 <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> ・ その他()			
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者は、自衛隊車両、市の借上介護タクシー等又は市所有車両等により搬送を行う。			
7 避難経路				
避難に使用する道路	付紙に示す避難の一般方向に基づく経路を使用			
交通規制	実施者の確認	名寄警察署		
	規制にあたる人数	所要人員		
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、付紙に示す地点を基準に交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	名寄警察署		
	規制にあたる人数	所要人員		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。付紙参照		
8 避難誘導要領				
8-1 避難(輸送)方法				
地区	6区	8区		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	6区西3条以西でスポセン避難者	8区西1条以西又は南9丁目以南で南小・スポセン避難者	
	輸送手段	市内事業バス	市内事業バス	
	避難経路	R40→避難所	公園通→避難所	
	避難先	市スポセン	名寄南小、市スポセン	
	集合時間	H時+1h	H時+1h	
	その他(誘導責任者等)	市職員指定	市職員指定	
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定		
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施		
	輸送手段	自衛隊車両、市の借上介護タクシー等又は市所有車両等を使用		
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用		
	避難先	上記の避難先、必要により福祉センター		
避難開始日時				

8-2 職員の配置方法		
配置場所	各開設避難場所、立入制限地区からの誘導地点	
人数	上記避難場所(8か所)×4名、交通規制警察官配置地点×15名 合計47名	
現地調整所	よるーな1F管理事務所に開設	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官	
時期	避難開始時刻以降	
場所	要避難地域	
方法	各機関等保有車両による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	H時+2	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難場所	
提供する食事の種類		
実施担当部署		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明証、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	
	時期の特性	
一時集合場所		
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
<p>① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>② 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>③ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。</p>		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	・FM割込み放送、市SNS、ホームページ等により、対象地域に避難実施要領の内容を伝達 ・市広報車、消防車両の活用	
12 緊急時の連絡先		
名寄市 緊急事態連絡室／国民保護対策本部	電話:01654-3-2111	

要避難地域



- 【凡例】**
- : 爆発物の発見地点
 - (赤点線) : 半径300m地域 (消防警戒区域)
 - (青) : 要避難地域 (立入制限地域)
 - 白字 : 避難場所
 - (緑) : 交通統制(警備) 警察官配置地点
 - ▲ (紫) : 市職員(誘導)
 - (青) : 市職員(避難所)
 - (黒) : 市職員(現地調整)
 - (黄) : 避難の一般方向

避難実施要領

名寄市長
月 日 時 分現在

パターン1-2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

1 国・道からの避難指示内容

別添のとおり

2 実態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生日時 令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇

発生場所 イオン名寄ショッピングセンター

実行主体 爆破物を所持した武装集団10名

事案概要と被害状況

- ① 〇月〇日〇時〇〇分、イオン名寄ショッピングセンターにおいて、武装集団による立てこもりが発生
- ② 武装集団10名は、自動小銃、爆発物を所持し、買物客約500名を人質にしている。
- ③ 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、同ショッピングセンターを爆破すると宣言している。
- ④ 政府は、緊急処理事態に認定し、北海道及び名寄市を対策本部設置の自治体に指定した。

今後の予測・影響と措置

- ① 店内に所在する買物客の安全を確保する必要がある。
- ② 爆発物を所持しているため周辺地域の住民を早期に避難させる必要がある。
- ③ 周辺には徳田ショッピングセンター商業施設が存在し、同商業施設地域に所在する買い物客等に早期に周知するとともに、避難させる必要がある。

気象状況 天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s

2-2 避難住民の誘導

要避難地域
イオン名寄ショッピングセンターから半径300mの地域
付紙「要避難地域」参照

避難施設 付紙「要避難地域」参照

避難開始日時 市対策本部設置時刻(H時)+1h

避難完了日時 H時+3h

2-3 関係機関への措置

措置の概要

- ① 自衛隊:立入制限地域の統制、要避難地域内にいる残留者の避難誘導及び避難輸送を実施
- ② 警察:半径300m規制エリアに配置。消防の警戒区域に基づき交通規制を実施。立入り制限地域の統制、要避難地域内にいる残留者の避難誘導、避難経路の交通統制を実施
- ③ 消防:警報伝達、負傷者救護(搬送)、現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域として設定。要避難地域にいる残留者の避難誘導を消防団と協力実施

連絡調整先

- 現地調整所:市スポーツセンター内に職員2名(防災担当・総務課)を派遣
- 振興局地方対策本部:職員1人を派遣
- その他関係機関
 - ・自衛隊:3-2137
 - ・警察:2-0110
 - ・消防:3-3319
 - ・道路管理者:(国道)0165)23-3146(道道)01656-2-1081(市道)3-2111(2227)
 - ・教育委員会:3-2111(3372)

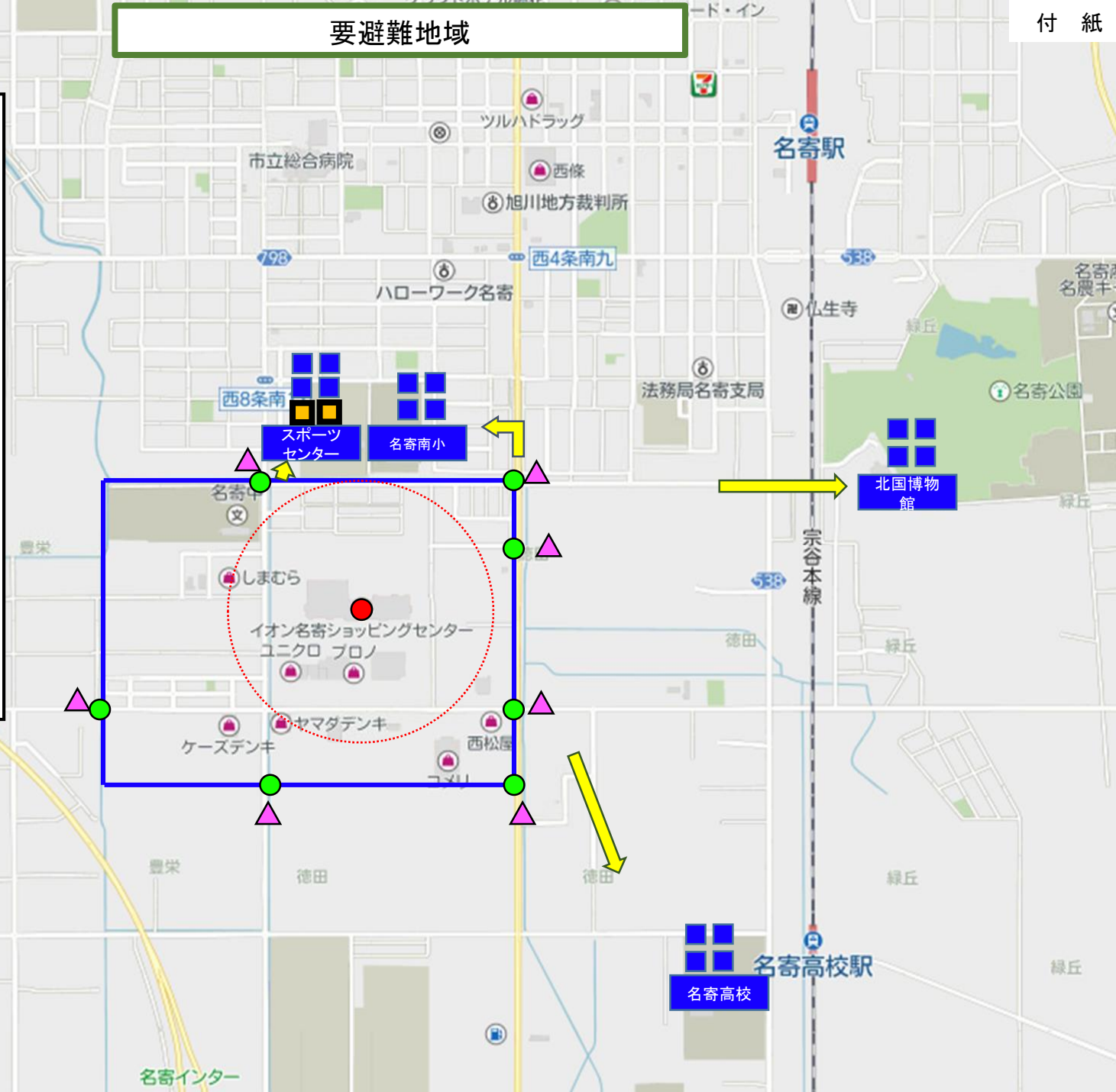
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性	武装集団は明日までの期限で同胞を開放せよと要求をしており、要求が認められない場合、買物客を殺傷及び爆発物の爆破を実行することが予想されるため、イオン名寄ショッピングセンター内で人質となっている買物客の安全な解放と、周辺地域の買物客や住民の避難が必要である。			
地域の特性	周辺地域は、商業施設が多数存在するため、比較的居住人口は少ない。また、中学校、小学校が近傍に存在するため、児童及び生徒が在籍している場合は避難も必要となる。			
時期による特性	休日等の日中は、多数の買物客が存在する。			
4 避難者数				
地区	徳田区	豊栄区	合計	
避難者数	102	255	357	
うち要援護者				
うち外国人当の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	豊栄区	徳田区	買物客等	買物客等
避難施設名	名寄スポーツセンター	名寄南小学校	北国博物館	名寄高校
所在地				
収容可能人数	333	265	45	1,642
連絡先				
連絡担当者				
その他留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶 <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩・その他()			
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者は、自衛隊車両、市の借上介護タクシー等又は市所有車両等により搬送を行う。			
7 避難経路				
避難に使用する道路	付紙に示す避難の一般方向に基づく経路を使用			
交通規制	実施者の確認	名寄警察署		
	規制にあたる人数	所要人員		
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、付紙に示す地点を基準に交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	名寄警察署		
	規制にあたる人数	所要人員		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。付紙参照		
8 避難誘導要領				
8-1 避難(輸送)方法				
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定		
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施		
	輸送手段	自衛隊車両、市の借上介護タクシー等又は市所有車両等を使用		
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用		
	避難先	上記の避難先、必要により福祉センター		
避難開始日時				
8-2 職員の配置方法				
配置場所	各開設避難場所、立入制限地区からの誘導地点			
人数	上記避難場所(4か所)×4名、交通規制警察官配置地点×7名 合計23名			
現地調整所	名寄市スポーツセンター事務所に開設			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官			
時期	避難開始時刻以降			
場所	要避難地域			
方法	各機関等保有車両による呼びかけ			
措置	残留者に対し避難するよう求める。			
終了予定日時	H時+2			

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難場所	
提供する食事の種類		
実施担当部署		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明証、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	
	時期の特性	
一時集合場所		
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
<p>① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>② 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>③ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。</p>		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・FM割込み放送、市SNS、ホームページ等により、対象地域に避難実施要領の内容を伝達 ・市広報車、消防車両の活用 	
12 緊急時の連絡先		
名寄市 緊急事態連絡室／国民保護対策本部	電話:01654-3-2111	

要避難地域

【凡例】

- : 爆発物の予想爆破地点
- : 半径300m地域 (消防警戒区域)
- : 要避難地域 (立入制限地域)
- 白字 : 避難場所
- : 交通統制(警備)警察官配置地点
- ▲ : 市職員(誘導)
- : 市職員(避難所)
- : 市職員(現地調整)
- ➡ : 避難の一般方向



避難実施要領

名寄市長

月 日 時 分現在

パターン2想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(有毒化学剤)

1 国・道からの避難指示内容

別添のとおり

2 実態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生日時

令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

発生場所

名寄市民文化センターエンレイホール

実行主体

武装工作員5名

事案概要と被害状況

- ① 〇月〇日〇時〇〇分、コンサート中の市民文化センターエンレイホールにおいて、武装工作員による立てこもりが発生
- ② 武装工作員は、自動小銃、爆発物及び有毒化学剤を所持し、観客約300名を人質にし、Y国の捕虜解放を要求
- ③ 政府は、緊急対処事態に認定し、北海道及び名寄市は対策本部設置の自治体に指定した。

今後の予測・影響と措置

武装工作員は、要求が認められない場合、有毒化学剤の大量散布及び爆発物の爆破を行うことが予想され、過去事例から半径300メートルまで被害が及ぶと予想される。有毒化学剤の影響を考えると、早期に住民の避難を実施する必要がある。

気象状況

天候： 気温：℃ 風向：南東 風速：2m/s

2-2 避難住民の誘導

要避難地域

市民文化センターエンレイホール(西13条南4丁目)から半径300mの地域

避難施設

付紙「要避難地域」参照

避難開始日時

対策本部設置時刻(H時)+1h

避難完了日時

H時+3h

2-3 関係機関への措置

措置の概要

- ① 自衛隊：立入制限地域の統制、要避難地域内にいる残留者の避難誘導及び避難輸送を実施
- ② 警察：半径300m規制エリアに配置。消防の警戒区域に基づき交通規制を実施。立入り制限地域の統制、要避難地域内にいる残留者の避難誘導、避難経路の交通統制を実施
- ③ 消防：警報伝達、負傷者救護(搬送)、現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域として設定。要避難地域内にいる残留者の避難誘導を消防団と協力実施

連絡調整先

- 現地調整所：アカシヤ福祉会館内に職員2名(防災担当・総務課)を派遣
- 振興局地方対策本部：職員1人を派遣
- その他関係機関
 - ・自衛隊：3-2137
 - ・警察：2-0110
 - ・消防：3-3319
 - ・道路管理者：(国道)0165)23-3146(道道)01656-2-1081(市道)3-2111(2227)
 - ・教育委員会：3-2111(3372)

3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性

有毒化学剤が屋外に飛散した場合、風により流され、予想以上に被害が広がるおそれがあることから、気象情報に留意し、状況に応じ避難区域の拡大も検討する必要がある。

地域の特性

比較的居住人口が多く、住宅が密集しており、道路幅は狭い。対象地区の西側は、天塩川が存在するため、西方向への移動が制限される。

時期による特性

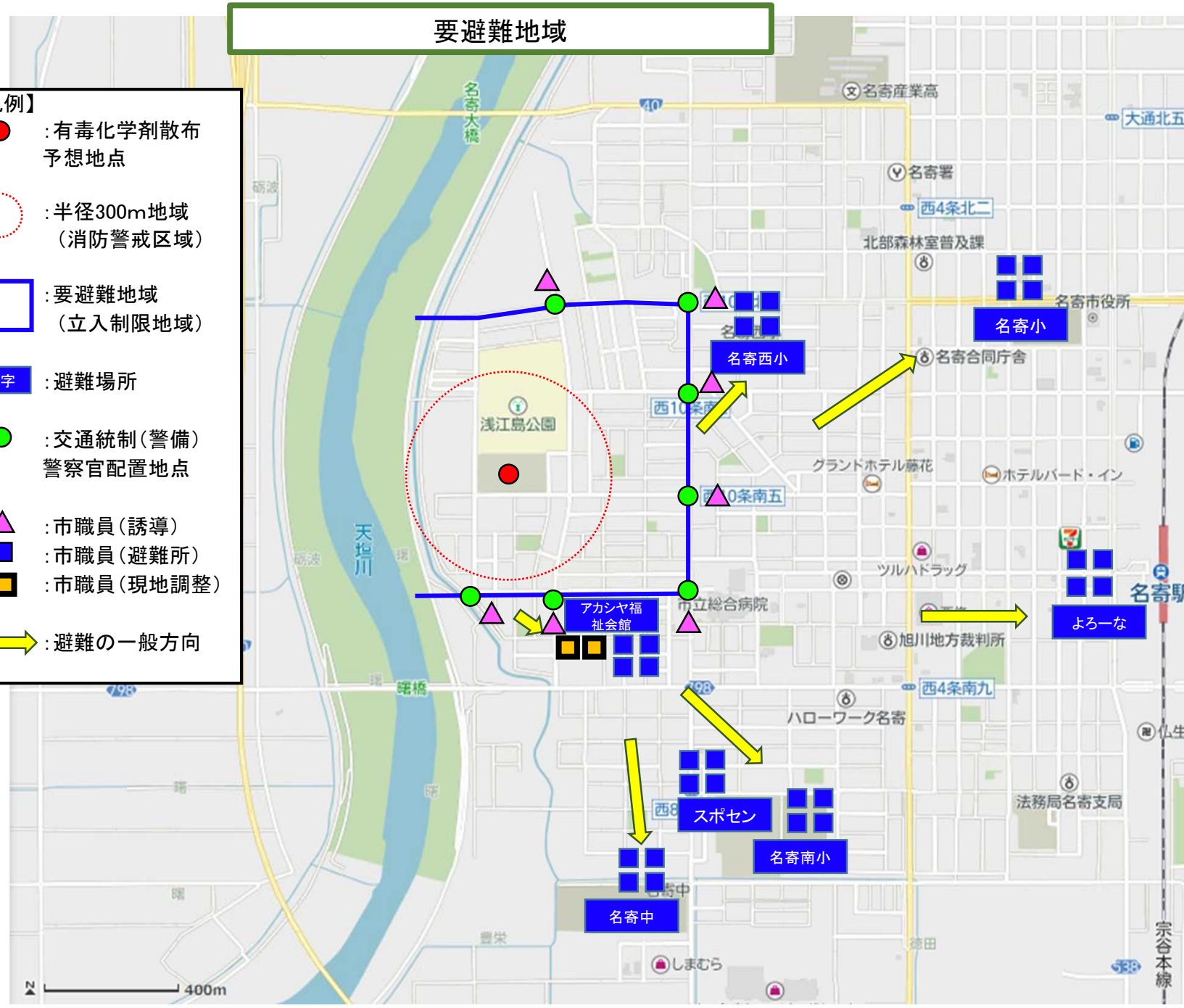
北側に浅江島公園が存在するため、冬季は積雪により北側への移動が制限。また、冬季以外は、日中は児童等が多数存在

4 避難者数					
地区	中島区	栄町区	西町1区	西町2区	
避難者数	216	205	428	542	
うち要援護者					
うち外国人当の数					
地区	西町3区				
避難者数	78				
うち要援護者					
うち外国人当の数					
5 避難施設					
5-1 避難施設					
避難先地域	中島区	栄町区	西町1・2・3区	西町1・2・3区	西町1・2・3区
避難施設名	名寄西小	名寄小	市スポーツセンター	名寄南小	名寄中
所在地					
収容可能人数	248	241	333	265	840
連絡先					
連絡担当者					
その他留意事項					
避難先地域	西町3区	西町1・2・3区			
避難施設名	アカシヤ福祉会館	よろーな			
所在地	24	98			
収容可能人数					
連絡先					
連絡担当者					
その他留意事項					
6 避難手段					
輸送手段	鉄道・バス・船舶・ 徒歩 ・その他()				
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者は、自衛隊車両、市の借上特殊車両又は市所有車両等により搬送を行う。				
7 避難経路					
避難に使用する道路		付紙に示す避難の一般方向に基づく経路を使用			
交通規制	実施者の確認	名寄警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、付紙に示す地点を基準に交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	名寄警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。付紙参照			
8 避難誘導要領					
8-1 避難(輸送)方法					
地区	栄町区	西町1・2・3区			
避難施設への 避難方法	誘導の実施単位	栄町区から名寄小への避難者	西町1・2・3区から南小・スポセン・名寄中への避難者		
	輸送手段	市内事業バス	市内事業バス		
	避難経路	ハルニレ通→中央通→避難所	昭和通→各避難所		
	避難先	名寄小	名寄南小、市スポセン、名寄中		
	集合時間	H時+1h	H時+1h		
	その他(誘導責任者等)	市職員指定	市職員指定		
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定			
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	自衛隊車両、市の借上介護タクシー等又は市所有車両等を使用			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用			
	避難先	上記の避難先、必要により福祉センター			
避難開始日時					

8-2 職員の配置方法		
配置場所	各開設避難場所、立入制限地区からの誘導地点	
人数	上記避難場所(7か所)×4名、交通規制警察官配置地点×7名 合計35名	
現地調整所	アカシヤ福祉会館内に開設	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官	
時期	避難開始時刻以降	
場所	要避難地域	
方法	各機関等保有車両による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	H時+2	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難場所	
提供する食事の種類		
実施担当部署		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明証、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	テログループによる攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早急に避難を完了させる必要がある。
	時期の特性	(雨季、寒冷期等に相応の着衣に留意する。)
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
<p>① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>② 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>③ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。</p>		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・FM割込み放送、市SNS、ホームページ等により、対象地域に避難実施要領の内容を伝達 ・市広報車、消防車両の活用 	
12 緊急時の連絡先		
名寄市 緊急事態連絡室／国民保護対策本部	電話:01654-3-2111	

要避難地域

- 【凡例】**
- : 有毒化学剤散布予想地点
 - : 半径300m地域 (消防警戒区域)
 - : 要避難地域 (立入制限地域)
 - 白字 : 避難場所
 - : 交通統制(警備)警察官配置地点
 - ▲ : 市職員(誘導)
 - 白字 : 市職員(避難所)
 - 白字 : 市職員(現地調整)
 - ➔ : 避難の一般方向



避難実施要領

名寄市長

月 日 時 分現在

パターン3 弾道ミサイル攻撃

1 国・道からの避難指示内容

別添のとおり

2 実態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生日時	令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
発生場所	道北地域
実行主体	Z国
事案概要と被害状況	国の対策本部長(内閣総理大臣)は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示(屋内避難)を行った。
今後の予測に対する措置	弾道ミサイルが発射された場合、速やかに国及び道から発射方向と着弾予想地域の情報を入手し、住民に対し、堅ろうな建物や地下施設等への屋内避難をFM割込み放送、SNS、広報車等により伝達する。その際、住民に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報入手を呼びかける。
気象状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s

2-2 避難住民の誘導

要避難地域	名寄市内全域(道北全域)
避難先と避難誘導の方針	屋外にいる場合：最寄りの建物内とする。努めて、堅ろうな建物内する。 屋内にいる場合：窓から離れる。努めて、窓のない部屋に移動する。 避難誘導(事態発生の実事)は、Jアラート、緊急速報(エリア)メール、広報車等で行う。初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	速やかに

2-3 関係機関の措置

措置の概要	名寄警察署、名寄消防署は、それぞれの車両で、住民への警報伝達と屋内避難の周知を図る。
連絡調整先	

3 事態の特性で留意すべき事項

- ① 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることと、突発的な着弾に備えて、出来るだけ外出を避け、堅ろうな建物内に避難する。
- ② ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防機関、警察へ通報するよう、住民に周知する。
- ③ NBC弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。※NBC：核兵器(nuclear weapon), 生物兵器(biological weapon), 化学兵器(chemical weapon)
 - ミサイル着弾地の周辺には一般の住民は、興味本位で近づかない。
 - 避難にあたっては、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により粘

4 住民の行動(基本事項)									
屋内避難の指示を受けた場合の行動									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">屋内にいる場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。 ② JR車両内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅の中央部もしくは、最寄りの堅ろうな施設に避難する。 ③ 車両内にいる者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止める。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外にいる場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の近くは避ける)。 ② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。 </td> </tr> </table>		屋内にいる場合		<ul style="list-style-type: none"> ① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。 ② JR車両内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅の中央部もしくは、最寄りの堅ろうな施設に避難する。 ③ 車両内にいる者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止める。 		屋外にいる場合		<ul style="list-style-type: none"> ① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の近くは避ける)。 ② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。 	
屋内にいる場合									
<ul style="list-style-type: none"> ① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。 ② JR車両内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅の中央部もしくは、最寄りの堅ろうな施設に避難する。 ③ 車両内にいる者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止める。 									
屋外にいる場合									
<ul style="list-style-type: none"> ① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の近くは避ける)。 ② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。 									
5 情報伝達									
住民への避難実施要領伝達	<ul style="list-style-type: none"> ① 市及び関係機関はFM割込み放送、市SNS、ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。 ② 警報が発令された場合には、上記による伝達及び広報車により、住民に警報の発令を周知する。 								
情報伝達先									
6 緊急時の連絡先									
名寄市 緊急事態連絡室／国民保護対策本部	電話:01654-3-2111								